

『障害者総合支援法の報酬構造の理解』 開催要綱

【研修主旨】

障害者総合支援法の報酬制度は、提供したサービスの実績の対価として報酬を受けるという方式であり、日払い方式や減算加算という成果主義が基本となっています。この考え方の是非はありますが、事業を営むためには制度による報酬の仕組みをきちんと理解しておくことが基本です。制度理解が不十分であることにより、本来得ることができる報酬を請求していない事業所や、悪意はなくても不正請求だと指摘されたり、また請求の誤りにより入金が遅れて運営に支障が出るなどのトラブルが多く、多くの事業所で発生しています。

今回の実務研修では、加算減算や人員配置基準等により、複雑化している障害者総合支援法の報酬制度の構造の仕組みを正しく理解し、事業所の適正な実務、運営を図ることを目的とします。

特に、福祉の人材不足、福祉職の処遇の向上が叫ばれており、職員の賃金向上のために、本研修では「介護職員処遇改善」について理解を図りたいと思います。

【研修日程】

時 間	内 容	講 師 等
13:00	受付	
13:25	挨拶	
13:30	講義 「障害者総合支援法の報酬構造の理解」 ① 障害福祉サービス報酬の構造の理解 ② 加算、減算についての理解 ③ 介護職員処遇改善（加算）の仕組みと事業所の体制づくり、諸手続きについて	連合会・わ 副理事長 高木 誠一 氏
15:00	休憩	
15:15	Q&A 申込時に参加者より提出された事務処理上の疑問点や質問等について、講師が回答します	連合会・わ 理事長 太田 秀夫 氏
16:30	閉会	

【持ち物】

- 本年度提出した体制届出書 ※ 必須
- その他給付費算定及び加算に係る申請書等

F A X : 0 5 4 - 2 7 5 - 0 0 7 2

職員実務研修会『障害者総合支援法の報酬構造の理解』

参加申込書

◎申込締切 9月2日（金）厳守

事業所名		
事業種別		
参加者名	役職	
	氏名	
	役職	
	氏名	
	役職	
	氏名	
電話		
事務処理上の 疑問点や質問等		

<申込先>

特定非営利活動法人 静岡県作業所連合会・わ 担当：遠藤

〒420-0856 静岡市葵区駿府町1-27 勝山ビル

電話：054-275-0070 F A X：054-275-0072

メール：siz-syojyu6234@ssrwa.org